

港区立赤羽小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こりうるとの認識のうえで、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(1) いじめ防止等に取り組む組織

ア いじめ防止等を実効的に取り組むため、「いじめ対策校内委員会」を設置する。当該組織は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成し、次に掲げる事項に取り組む。

(ア) 全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、赤羽小学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(イ) 学校において重大事態が発生した場合に、教育委員会の指導、助言または支援のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 専門家の助言を受け、関係機関と連携していじめ防止等に取り組むため、「赤羽小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。当該組織は、学校担当弁護士、警察職員、民生・児童委員、代表保護者、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

(ア) 「赤羽小学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況、在校する児童たちの実態、いじめ発生の状況と対応経過等について意見交換を行う。

(イ) 被害や加害の児童に対して、専門的な支援や指導が必要な場合、対応策を協議し、個々の児童に対して、どの機関がどのように支援・指導するか具体的な方策を決定する。

(2) 未然防止

- ア 児童が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、全ての教育活動を通じて、人権教育を推進する。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。いじめ防止に関する道徳授業を年3回実施する。
- ウ 一人ひとりの児童を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営を目指す。
- エ 「いじめ防止集会」等、いじめ防止に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を推進する。
- オ 児童の情報モラル、ネットリテラシーを育む教育活動を行い、ネット上のいじめを防止する。
- カ 年2回（夏休み前と冬休み前）の校内研修等を通して教職員の指導力、資質の向上を図る。
- キ 保護者会、授業参観、学校便り等を通して、いじめを防止に関する理解を深めるための啓発等を行う。

(3) 早期発見

- ア 日常的に児童の様子や行動を観察することにより、児童の理解を深めるとともに、保護者とも連携を図りながら、いじめの早期発見に努める。
- イ いじめ防止月間（6月、11月、2月）に児童への啓発を行う。また、児童アンケートや WebQU（4～6年）をもとに児童面談を実施し、早期発見に努める。
- ウ 週1回の生活指導夕会の実施等、いじめに関する情報を教職員全体で共有する。
- エ 児童やその保護者、教職員がいじめにかかる悩み等をいつでも相談できる体制を整備する。1学期にスクールカウンセラーによる4・5年児童全員の面接を行う。

(4) いじめへの対処

- ア いじめを発見した教職員は、迅速に「いじめ対策校内委員会」に報告する。組織的に事実確認を行うとともに、教育委員会に報告する。
- イ 「赤羽小学校いじめ防止対策委員会」を招集し、連携して対応する。
- ウ いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全確保や心のケアなどの支援を行うとともに、その保護者への情報提供及び支援を行う。
- エ いじめを行った児童に対する指導及び支援、その保護者に対する助言等を行う。
- オ 教育委員会や関係機関、心理の専門家等と連携しながら、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための環境を確保する。
- カ インターネットを通して行われる不適切な書き込み等のいじめについて、教育委員会及び関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断するときは、警察署との連携を図る。また、必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所等との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など)

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日以上欠席した場合など)。ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童の状況に着目し、事案に応じて教育委員会が判断する。また、いじめられた児童や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、教育委員会の判断のもとに適切に対応する。

(2) 重大事態発生時の対応

ア 重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。

イ 保護者、関係機関、専門家等と連携し、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ 総合教育会議の方針に従い、重大事態に対処するとともに、学校いじめ対策委員会において事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を総合教育会議に報告する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。